

平成17年5月31日

都道府県又は化管法事務委譲市

化管法届出担当部局長

下水道担当部局長 あて

国土交通省都市・地域整備局下水道部

流域管理官 藤木 修

下水道における化学物質の排出量等届出の励行確保について

今般、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）の施行状況について、総務省より「化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成17年5月2日）が出されたところです。ついては、これを踏まえ、排出量等届出について下記の事項に留意のうえ、対応頂きますようお願いいたします。

記

- I 化管法届出担当部局においては、下水道担当部局の協力を得て、
1. 下水道終末処理施設を設置している下水道事業者（以下「事業者」という。）について、前年度の届出状況等を活用することなどにより、未届出事業者の把握に努め、これらの事業者に排出量等届出を励行させるよう努めること。
 2. 排出量等届出を行うべき事業者について、下水道法第21条第1項（同法第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の記録との照合等により、届出漏れ化学物質のある事業者の把握に努め、これらの事業者に適切な排出量等届出を励行させるよう努めること。
 3. 届出対象事業者に対する排出量等届出制度の周知啓発について、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。
- II 下水道担当部局においては、
1. 化管法届出担当部局に必要な協力を行うこと。
 2. 管内（化管法事務委譲市を除く。）の事業者に対し、本件の周知を行うこと。